

「府税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書 (全項目評価書) 案」の概要

1. 評価書(案)の作成・公表の趣旨

- 大阪府知事は、税務システムにおいて、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報ファイルを保有するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条及び特定個人情報保護評価に関する規則第7条の規定に基づき、特定個人情報ファイルの取扱手順やリスク対策について評価し、その結果を特定個人情報保護評価書(全項目評価書)としてとりまとめ、公表しています。
- 特定個人情報保護評価に関する規則第15条では、公表から一定期間経過ごとに特定個人情報保護評価の再実施を行うこととされており、このたび評価の再実施を行うこととなりました。つきましては、本府において作成した「府税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書) 案」について府民意見を募集します。

2. 評価書(案)の名称

府税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書) 案

3. 評価書の概要

その1 (I 基本情報)

(1) 事務の名称

府税の賦課徴収関係事務

(2) 事務の内容(概要)

- 1 納税者からの申告及び届出等による課税業務
- 2 収納、還付、充当等を行う収納管理業務
- 3 滞納者情報による督促状送付や滞納整理等を行う滞納整理業務
- 4 納税者の宛名情報の特定や突合を行う納税者管理業務

その2 (II 特定個人情報ファイルの概要)

(1) 特定個人情報ファイル名

税務情報システムデータベースファイル

(2) 対象となる本人の数

100万人以上1,000万人未満

(3) 対象となる本人の範囲

府税の納税者及び課税調査対象者

(4) 記録される項目（主な記録項目）

個人番号、その他識別情報（内部番号）、4 情報（氏名、性別、生年月日、住所）、連絡先（電話番号等）、国税関係情報、地方税関係情報、障害者福祉関係情報

(5) 保有開始日

平成28年1月1日

その3（Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策）

(1) 特定個人情報の入手

特定個人情報を入手する際には、個人番号カード等の提示を求めることにより、個人番号の真正性を確認する。

(2) 特定個人情報の使用

税務システムへのアクセスについては、ユーザIDの発行は税業務従事者（職員及び委託業務従事者）に限定し、システムへ接続する端末の二要素認証や業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルの限定を行っている。

(3) 特定個人情報の提供・移転

特定個人情報を提供・移転する場合には、法令で定める安全な措置（番号法第19条第10号、同法施行令第22条及び同法施行規則第20条）が確保されたシステムを利用する等、安全性を確保する。

(4) 特定個人情報の保管・消去

税務システムのサーバ機器等は庁舎内のマシン室に設置し、入退室をICカード認証により厳重に管理している。入退室用ICカードは、システム運用業務従事者に発行している。

その4（Ⅳ その他のリスク対策）

(1) 自己点検・監査

評価書の記載内容どおりに運用されているか、年1回担当部署内でチェックを実施し、自己点検を行う。また、保護評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期又は随時に、監査を行う。

(2) 従業者に対する教育・啓発

職員に対しては、個人情報保護に関する研修を毎年受講させている。

外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。

その5（V 開示請求、問合せ）

大阪府府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター（府政情報センター）
大阪市中央区大手前2丁目 大阪府庁本館
06-6944-6066

大阪府財務部税務局税政課税務企画グループ
大阪市住之江区南港北1丁目14番16号 大阪府咲洲庁舎18階
06-6210-9119

その6（VI 評価実施手続）

基礎項目評価において、しきい値判断の結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。